

ID: 60

担当部署: 福祉課

処分の概要	受給資格の登録及び更新
例規名 根拠条項	大河原町障害者医療費の助成に関する条例 第5条第1項及び第3項
例規番号	平成16年条例第15号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 町内に住所を有しないが、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける者</p> <p>(3) 町内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項、第2項及び第55条の2の規定の適用を受ける者</p> <p>(4) 保護者が町内に住所を有する者で、他の市区町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障害者が、次のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 20歳未満(20歳に達する月を含む。以下同じ。)の者であって、その者の保護者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(2) 20歳未満の者であって、その者を監護する父若しくは母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、その父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(3) 20歳未満の者であって、その者の養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、その養育者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(4) 20歳以上(20歳に達した月を除く。以下同じ。)の者であって、その者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超える者</p> <p>(5) 20歳以上の者であって、その者の配偶者の前年の所得又はその者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。</p>	

- 3 受給資格の登録を受けた助成対象者又はその保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者又はその保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該助成対象者又はその保護者に通知するものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日